

復古のもとでの立憲主義

——ヘーゲル法哲学講義（ベルリン一八一九／二〇年）の二つの講義録——

竹島 あゆみ

序 転向か偽装か

——イルティング・テーゼの問題

プロイセンにおける反動の時代にベルリン大学教授となつたヘーゲルは、まさに「公認の復古哲学者かつプロイセン国家の哲学者」であつた、とかつてルドルフ・ハイムは主張した。このような評価は戦前までのヘーゲル解釈を長く支配することとなる。⁽¹⁾

このヘーゲル像の転換にはその後の新たな解釈の潮流を待たねばならなかつた。マルクーゼ、ルカーチに始まりア

ヴィネリに至る再解釈の試みは、いわばリベラルな立憲派としての新たなヘーゲル像を作り上げたといえる。また一九六〇年代以降の、青年期及びイェナ期の新たな草稿の発見と公刊にともなう文献学的・発展史的研究の著しい進捗も、このようなヘーゲル像の刷新に大きく寄与した。それに比べて体系期のヘーゲルの法哲学に関する文献学的研究は立ち遅れていたが、一九七三年に始まる法哲学講義の公刊によつて従来の法哲学テキストの不十分さが補充されることとなった。現在のところ第四回講義（一八二／二二年冬学期）を除いて全ての講義について一つ以上の資料が公刊されている。

しかし講義録の公刊はヘーゲル解釈に新たな問題を引き起こすことにもなった。他に先駆けて講義録の公刊を行ったカール・ハインツ・イルティンクは、一八二〇年の『法の哲学 要綱』と法哲学講義との間の非連続を主張する。^(三) 端的にいえば前者の復古主義的論調に対して、後者はリベラルな傾向を表すというのである。イルティンクはまた、従来の解釈における〈復古主義者ヘーゲル〉と〈立憲主義者ヘーゲル〉というヘーゲル像の対立は、このようなヘーゲル自身における著作と講義の間の齟齬に由来するとする。このようなイルティンクの主張に対し著作と講義を首尾一貫したものとしてみえようとする論者からの反論が相次ぎ、ここにいわゆるイルティンク・テーゼをめぐる論争が生じることとなった。^(四)

イルティンクの見解は、一八一九年三月のコツェブー暗殺に始まり、七月のデマゴーク狩り、九月のカールスバート決議を頂点とするプロイセンの復古主義化によって、ヘーゲルは①一八一八／一九年の講義に見られるようなリベラルな立場を転換し、復古政治に適應するように、②既に印刷の準備のできていた『要綱』の原稿を、一八一九年

一〇月から一八二〇年六月の間に書き直した^(五)、というものである。これをどう評価するかが問題となる。はたしてイルティンクの示唆するようにヘーゲルなヘーゲルが体制に屈して〈復古主義者〉へと本質的な転向を遂げたのか。それともそれは險しい政治状況の中で一時的に取られた偽装だったのか。

②についてはヘーゲルの当時の著述状況についてクロノロジカルな考察を行っているルーカス／ラマイルの論考^(六)が夙に批判を試みており、また後述するようにイルティンク自身が後にこれを訂正している。しかしこのことによつて直ちにイルティンクの①の主張が否定されるわけではない。①をどう理解するか、それはヘーゲルの政治的立場の「復古政治への非本質的ではない適應」への転換であるのか、それとも「非本質的な」、単に検閲を警戒した表現上の措置であるのか、については、なお慎重な検討を要する。筆者は既に一八一七／一八年の第一回法哲学講義を対象にこの問題について検討を行った。^(七) 本稿では一八一九／二〇年の講義を検討することにした。この第三回講義はまさに、コツェブー事件及びプロイセンでのカールスバート

決議実施の直後の時期に行われており、この問題を考える際に最も重要な素材の一つだからである。事実、デイーター・ヘンリッヒ編による講義録⁽¹⁾の公刊を受けて、イルティンクは自身が推定した、ヘーゲルが政治的立場を転換した時期について再考しなければならない点を認めている⁽²⁾。

また、近年この講義の新たなより信頼度の高い筆記録が発見されたことはヘーゲル法哲学研究にとつての大きな事件である。この講義は従来ヘンリッヒによつて編集され、一九八三年に出版された匿名の人物による講義録でのみ知られていたが、ヨハン・ルドルフ・リンギアなる人物によつてノートされた、新たな筆記録が一九九七年に発見され、二〇〇〇年にヘーゲル・アルヒーフによつて出版された⁽³⁾。二つの講義録の比較が可能になったことで第三回講義のより正確な再現が期待されるが、本稿ではこの点について網羅的な検討を行うことはできない。ここでは上掲の問題と関わる限りで、つまりイルティンク・テーゼをめぐる論争とヘンリッヒの問題提起という範囲で取り上げることにして、たい。

以下ではまずヘーゲル法哲学講義の全体について略述し

た上で、特に第三回講義をめぐる時代状況について概観する(Ⅰ)。次にヘンリッヒ編の筆記録の問題とヘンリッヒによる解釈を検討し(Ⅱ)、ヘンリッヒの解釈をめぐる論争に触れる(Ⅲ)。さらにリンギアによる筆記録との比較に基づいてヘンリッヒの主張を再検討し、新たな筆記録の発見がこの論争に、さらにヘーゲルの政治的立場をめぐる問題に、どの程度光明を与えているのかを考察する(Ⅳ)。そのうえで今後の研究の方向を示したい(結論)。

I 第三回法哲学講義とその時代

ヘーゲルはハイデルベルク大学とベルリン大学で計七回にわたる法哲学講義を行っている(ただし第七回の講義はヘーゲルの死去のため二回を行ったのみで中止されている)。これらの講義の筆記録は一部を除いてすでに編集・公刊されている。その概略は以下のとおりである⁽⁴⁾。

講義 時期

場所

筆記者

編集者（出版年）

第一回 一八一七／一八年冬学期

ハイデルベルク大学

ヴァンネンマン

(i)ヘーゲル・アルヒーフ
(一九八三)

(ii)イルテイニング（一九八三）

第二回 一八一八／一九年冬学期

ベルリン大学

①ホーマイヤー

イルテイニング（一九七三）

②ヴァンネンマン

イルテイニング（一九八三）
（二六節まで）

第三回 一八一九／二〇年冬学期

ベルリン大学

①姓名不詳

ヘンリッヒ（一九八三）

②リンギア

ヘーゲル・アルヒーフ
(二〇〇〇)

（『法の哲学 要綱』出版 一八二〇年末）

第四回 一八二二／二三年冬学期

ベルリン大学

姓名不詳

未公刊

第五回 一八二二／二三年冬学期

ベルリン大学

①ホトー

イルテイニング（一九七四）

②ハイゼ

シルバツハ（一九九九）

第六回 一八二四／二五年冬学期

ベルリン大学

グリースハイム

イルテイニング（一九七四）

第七回 一八三二年冬学期

ベルリン大学

シュトラウス

イルテイニング（一九七四）

本章では第三回法哲学講義（一八一九／二〇年冬学期）の時期を中心としてヘーゲルを巡るプロイセンの政治的状況について概観したい。^(一三)ヘーゲルが第二回法哲学講義（一八一八／一九年冬学期）を終える直前、一八一九年三月二三日のこと、イエナ大学神学生カール・ルードヴィヒ・ザントに

よる作家コツエブー暗殺事件が起こった。ブルシェンシャフト会員であつたザントは、ロシア公使館顧問であり自由主義とナシヨナリズムを非難していたコツエブーをロシアのスパイだとして殺害に及んだのである。この事件はプロイセンを改革期から復古期へと転換させる契機となつた。しかしこの転換が浸透するには比較的時間がかかり、その後同年七月のデマゴグ狩りを経て、九月のカールスバート決議と一〇月におけるそのプロイセンでの実施に至つてはじめて貫徹することとなつた。

同年五月二日のブルシェンシャフトの祝祭にはヘーゲルはシュライエルマツハー、デ・ヴェツテといつたベルリン大学の同僚たちとともに出席している。ヘーゲルは同年の二月九日の祝祭にもやはり出席しており、ブルシェンシャフトの思想的指導者の一人とみなされていた。にもかかわらずヘーゲルは、フリースやデ・ヴェツテらとは違い、政治テロを唱える急進派の見解には批判的であつた。それはコツエブー事件以前の第二回講義からも覗える。^(一四)

コツエブー事件の三カ月ほど後、一八一九年七月初めに「デマゴグ狩り」が始まり、カール・ウルリツヒ、レオ

ポルド・フオン・ヘニング、グスタフ・アスヴェルスといったヘーゲルの近しい弟子たちが次々に犠牲となつていった。ヘーゲルは逮捕されたアスヴェルスのために嘆願を行い、後には保釈金を払つている。

既に七月一〇日に、プロイセン外相ベルンシュトルフは大学における自由の抑圧についてオーストリアの提案を基本的には受け入れていた。また八月一日プロイセン宰相ハルデンベルクとメッテルニヒはテプリッツで会い、自由主義弾圧のために大学と出版を抑圧することを意図した極秘協定(いわゆるテプリッツ協定)に署名していた。八月六日三日カールスバートにおいてメッテルニヒの主導のもと、オーストリア・プロイセンなどドイツ連邦内の一〇政府の代表者会議が招集された。ここでの決定が、カールスバート決議と呼ばれるものであり、その内容は大学法(大学監視の強化とブルシェンシャフト間の交流の禁止)、出版法(二〇ボーゲン以下の小冊子印刷物の検閲)、審問法(デマゴグ対策を目的とするマインツ中央審問委員会の設置)および暫定執行規則からなり、学問・思想・出版の自由を大幅に制限する苛酷なものであつた。九月二〇日フランクフルトにおい

て連邦会議はカールスバート決議を採択した。プロイセンでは一〇月一八日から国王布告によって実施され、この際検閲の対象は全出版物へと拡大された。これに先立ちデ・ヴェツテはザントの母に宛てた手紙の内容(ザントの行為を賛美するもの)を理由に九月三〇日に免職となる。ベルリンを去るデ・ヴェツテに他の同僚と並んでヘーゲルも二五タールを贈っている。

このようにヘーゲルを取り巻く政治的状況は厳しさを増し、彼は一〇月三〇日付のクロイツァー宛の手紙で次のように書いている。

「私ももうすぐ五十歳になります。そのうちの三十年間を、果てしない不安に満ちた、恐怖と希望との時代に過ごしました。そしてこの恐怖と希望とがいつか過ぎ去ることをただ期待していたのです。今私はこれが変わらず続いているのを見なければならぬのです。そのうえ暗い気分するときなどは、一層悪くなるばかりだと思えてきます」^(一五)。

ここにはヘーゲルの心情が余すところなく表されている。ところでこの書簡末尾には法哲学の出版について次のような記述がある。

「連邦会議の決議が届いたとき、私はまさに印刷を始めるつもりでいました。今我々は検閲からの自由についてどのような状況にあるか知っているので、私はそれを今や近いうちに印刷に回すでしょう」^(一六)。

イルディングはこれをもって本稿序で述べた彼のテーゼの根拠としている。彼はこの文面を、ヘーゲルはカールスバート決議(一八一九年九月二〇日)の時点までに『要綱』印刷のための草稿を完成していたが、政治状況の悪化を見て、「即刻印刷を始める決断ができず、むしろ草稿を『近いうちに印刷に回す』^(一七)こととした」と解釈するのである。これはすなわちその間に検閲を配慮した改定を行うことを意味している。イルディングは、その改定は実際には予想より長くかかり、ちょうど第三回講義の間になされ、一八二〇年六月二五日(序文日付)まで続いたと推定している。

イルディングは一月二三日のある会合の席上でのヘーゲルの発言からも、この時点でヘーゲルが明らかに政治的立場を変更していることが覗えんとする⁽¹⁴⁾。ヘーゲルはここで、国家は教員を解雇する権利を有する、と述べたという。この意見をシュライエルマツハーが「下劣だ」と非難し、両者の間に激しい口論があったと伝えられている。カールスバート決議布告以降、政治的理由による大学教員の解雇は現行法に適しているということに、ヘーゲルは注意を喚起しようとしたのであり、また彼としてはこれに何らかのしかたで賛意を示さねばならなかったのだ、とイルディングは考える。

以上のようなイルディングの解釈の是非をめぐって論争が起こったことは既に触れたとおりである。そのことはここではおくとして、以上の素描から少なくとも第三回講義当時のヘーゲルがおかれていた状況が極めて厳しいものであったことは見て取れよう。

II ヘンリッヒの解釈

ヘーゲルの第三回法哲学講義（二八一九／二〇年）の筆記録は、アメリカ合衆国インディアナ大学リリー文庫から発見され、ヘンリッヒによって一九八三年に編集・公刊された⁽¹⁵⁾。この講義録は聴講者のノートを職業的筆記者が清書したものであると推定されている⁽¹⁶⁾。聴講者、清書者とも姓名は不詳である。ヘンリッヒは編者序文の冒頭において、この筆記録の公刊がヘーゲルの法哲学研究のための基礎を少なからず広げるものだと自負している（*Gal. S.9*）。

以下ではこの講義録の特徴とそれについてのヘンリッヒの解釈から、幾つかの論点を形式面と内容面とに分けて紹介する。

1 形式面

(1) 論述の仕方

七回にわたる法哲学講義のうち他のすべてが、口述または公刊されたパラグラフによる構成をとっているのに対し、この講義では、歴史哲学、哲学史、美学の講義と同じように、連続した議論によって内容が展開されている。こ

の講義録は直接的で新鮮な展開の妙を示しているが、それは論理的な基礎付け、全体の構成、具体的な素材の連続性^(三)がもたらすものである。講義録の一部分のページ欄外に記されているパラグラフ番号はヘンリッヒによればもとの聴講ノートの筆者に帰せられるという。彼は原稿を清書のために渡す前に、それらの数字を一八一八／一九年の講義(これに数字は対応している)に基づいて添えていく(S352)。

この講義においてのみなぜこのような方法がとられたのか。ヘンリッヒは、『要綱』が速やかに、ひよつとしたらこの冬学期中にも公刊されるとヘーゲルが考えていたからだ、とする。それが出版されれば口述筆記のために講義時間を使うことは不要になる。その場合でもヘーゲルが出回っている以前の講義の口述筆記を、暫定的な枠組みとして示した可能性はある(S353)。

さらにヘンリッヒは、当時の政治的状况を考慮して、ヘーゲルが自らを身動き取れなくしてしまうようなテキストを創り出さないように用心して口述筆記を行わなかった、という可能性をも示唆している(S28)。

いずれにせよヘンリッヒはこの講義録特有の論述の仕方

が論理的な基礎付けと具体的な詳論の結びついた他に類を見ないものだとし、出版された『法の哲学』の「要綱」形式が持つ欠点を補完するものとして高く評価している。

(2) 目次と表題

この筆記録原本の最後に付されていた目次についてもヘンリッヒは詳細な検討を行い、それは筆記者が直前の一八一八／一九年の講義やまたは直後に出版された『要綱』の目次を用いたのではなく、筆記録自体の表題とその構成から来しているものであり、それらはさらに講義中でのヘーゲル自身の指示によっている、と結論している(S355-361)。

この推定を根拠づける一例としてヘンリッヒは「β 統治権 Regierungsgewalt」という表題について考察している(S358)。この表題の直後のテキストは「これは、法律の普遍的なもの^(四)と憲法体制を特殊的なもの^(五)のうちで妥当させなければならず… (Diese hat das Allgemeine der Gesetze und die Verfassung im Besonderen geltend zu machen…)」(S254)と続いているので、もし表題が後から挿入されたと仮定するならば、このテキストの意味は不明確なものとなってしまうとして

いる。

(3) 個々の校訂

聴講者、清書者共にヘーゲルの哲学に習熟していなかったために、この筆記録には他の講義録に比して誤りや未熟な表現が多く認められる。聴講者は最初のうちは講義を理解することが困難であり、テーマに熱意を示さずひよっとしたら数時間欠席したかもしれないが、善と良心の章ではじめて強い関心を示すようになった、と考えられている (vgl. S.11)。ヘンリッヒは、両者に由来する明らかな誤りを指摘し、校訂している。以下に一例をあげる。

緒論において、哲学による世界認識及び世界の現実性と理性性を論じた部分の中に次のような一節がある。

「哲学は現実の混乱をその単純性へと、即ち利害から自由になる静かな空間へと連れ戻す。それゆえ、哲学はその仕事を世間の彼岸で行うのではない。哲学が考察するのは世間の仕事の実体的な不満 *die substantielle Unlust* である」 (S.50)。

ヘンリッヒはこの「不満 *Unlust*」は聞き間違いか読み間違いであろうとし、ここを空白 (...) にしている (vgl. S.32)。

2 内容面

内容についてはヘンリッヒが論じている問題の中から、特に本稿の主題とかかわりの深い三つの論点、(1) 二重命題、(2) 貧困と賤民、(3) 君主権理論と検閲、を選んで考察する。

(1) 二重命題

「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である。Was vernünftig ist, das ist wirklich, und was wirklich ist vernünftig。」⁽¹¹¹⁾

理性的なものとは現実的なものとの関係を扱ったこのいわゆる二重命題は、悪名高い『要綱』序文の中でも、一際評判の悪いものであった。既に述べたように、ヘーゲルは「公

認の復古哲学者かつプロイセンの国家哲学者」であったというのがハイムの見解であるが、二重命題はこの見解を証明するものの一つであると考えられていた。ハイムはこの命題は当時のプロイセンの政治体制という現実を、理性的なものだとして称揚する「政治的保守主義、静観主義、オプティミズムの絶対的定式」^(三三)だとする。

本稿序で触れたように、旧いヘーゲル像が刷新されて久しいが、この二重命題の解釈はいまなお論議を呼ぶものである。例えばイルティンクの見解を見てみよう。第三回講義の講義録発見以前に、イルティンクは講義と著作の間の非連続という自らの主張に沿って、一八一八／一九年の第二回講義序文と『要綱』序文との比較を行い、理性と現実の関係に関してもこの非連続が存在すると指摘している。

第二回講義においては自由が現実にもたらされていないことは前提されており、「現在の時代精神は、法概念の純粹な発展を妨げヨーロッパの諸国民を現在もなお苦しめている、いくつかの契機に向けられている」^(三四)と言われている。そして「ある国民の発展史は、その国民がいかに自由概念を実現するかを示す。各国民は自由の概念を現実一致さ

せることを目指す闘争をやり抜かねばならない」^(三五)とされる。これに対し『要綱』では「理性を現在の十字架における薔薇として認識し、それによって現在を享け楽しむこと、この理性的洞察こそ哲学が人々に与える現実との和解である」^(三六)とされ、イルティンクによればこれこそあの二重命題の意味していることなのである。すなわちこの命題はプロイセンの復古期においては「現状の哲学的祝福を意味していた」^(三七)、と解釈される。

ヘンリッヒ編になる第三回講義の冒頭に近い部分には、この二重命題の他に類を見ないヴァリエーションがある。それは以下のようなものである。

「理性的なものは現実的となり、現実的なのは理性的となる。Was vernünftig ist, wird wirklich, und das Wirkliche wird vernünftig」(S11)

ヘンリッヒはここに、理性と現実に関するヘーゲルの「歴史論的」パースペクティヴを見る(S13E)。すなわちこの命題は「ある歴史的原理がある時代の意識や制度的な生

活秩序において、常に現実化されてもいるということ在意味しているのではない」(S.14)。そうではなく、ここでは「理性的なものとはそれ自体、自ら現実に移行すること、そしてその限りで現実自体が同様に理性的性格を受け取ることが言われている」(S.15)。

それに対し『要綱』での二重命題は「制度理論的に定式化されており」、それは「新しい原理そのものからまず第一に憲法体制の現実が形づくられなければならないということを強調していない」(ebd)。『要綱』での命題は「同一性の主張の両項から理性と現実の同一性を言明しており、それゆえ：その主張を確定的で反論しがたいものとして立てている」(ebd)。ような言明である。

しかしながらヘンリッヒは、最終的にはこの命題の二つのヴァリアンテは思想的な矛盾を示すのではなく、「思想の統一的な連関の、異なるアスペクトが：強調されている」(S.16)にすぎないとする。

『要綱』の命題を(特にそれを擁護する意図で)解釈する際によく引き合いに出される、もう一つのヴァリアンテがある。それはハインリッヒ・ハイネによって夙に報告されて

いたもので、『要綱』の二重命題について質したハイネの問いに対してヘーゲルが答えたものだという。それは次のようなものである。

「理性的であるものは全て存在しなければならぬ。

Alles, was vernünftig ist, muß sein。」^(二)

これを二重命題の形に直せば、その意味は第三回講義におけるものと全く一致する、とされる。すなわち、この従来ハイネの報告でのみ知られていたヘーゲルの言葉が、この講義における二重命題の歴史理論的な形式によって、(正確にヘーゲルの言葉どおりであるかどうかはともかく)今や裏付けられることになった、とヘンリッヒは言う(S.10)。ヘンリッヒの主張は要するに、『要綱』に示されている定式化は制度理論的な視点を強調してはいるものの、その背後には歴史的視点が含まれていたことがハイネの報告する逸話から視えるが、それは基本的に第三回講義の命題と同じものであり、ヘーゲルの立場は一貫している、というものである。

(2) 貧困と賤民

近代市民社会の持つ矛盾、とりわけ貧困と賤民の発生についての言及は、既にこれまでにも『要綱』を初めとして他のテキストにも見出されていた。しかしヘンリッヒによれば、この筆記録に現れる貧困についての分析は「その説得力において他の全てのテキストよりもはるかに優れている」(S.19)。

ヘーゲルは貧困の発生を構造的な原因を近代市民社会そのものに求める。ヘーゲルはまず、第二章市民社会の「a. 欲求の体系」において、イギリス国民経済学に倣って労働とその疎外を分析する^(二五)。

機械化に支えられた労働の抽象化・単純化は全面的な分業の体制を可能にする^(二六)とともに、疎外をも引き起こす。「分業のもとでは労働者はますます愚鈍になり、依存的になる」(S.159)。「同章「c. ポリツアイ」ではこのような分析からさらに進んで、市民社会の帰結は、資本家の下への富の集中・蓄積と、それにともなった貧困の拡大である、とヘーゲルは言う。

「貧困の発生はそもそも市民社会の一つの帰結であり、そしてそれは市民社会から概して必然的にもたらされる。このようにして、一方の側には無制限の富が、他方の側には窮乏と悲慘が蓄積される。富と貧困の増加は歩調を合わせて進む」(S.193)。

このような貧困と窮乏の進展は単に外的なものにとどまらず、貧民の内面を侵すものとなる。これが「賤民 *die Pöbel*」の発生である。

「貧民に重くのしかかるのは、単に外的窮乏だけでなく、それに道徳的退廃も加わる」(S.194)。

市民社会のなかで貧民のおかれている状況が、とりわけその人為的・社会的窮乏の理不尽さが貧民の怒りを掻き立て、賤民を生み出す。自由を認められない賤民は、それゆえに他者の自由を侵す存在となる。

「さらに貧民には別の不和、市民社会との感情の不和が生じる。貧民はあらゆることから排除され、侮辱されていると感じており、そこで必然的に内的な怒りが生じる。彼らは自分について無限なもの、自由なものという意識をもっており、それによって、外的な定在がこの意識に一致すべきだという要求が生じる。貧民が闘わなければならないのは市民社会では単なる自然的窮乏ではない。貧民が対立している自然は単なる存在ではなく私の「私的な」意志^{intention}である。貧民は恣意に、人間の偶然性に関わっていると感じており、このことが彼を怒らせるのである。…自由の定在が何か全く偶然的なものになるこの立場においては、内的な怒りは必然的である。個々人に自由がいかなる定在も持たないがゆえに、それとともに普遍的自由の承認は消滅する。この状況から、賤民の中に見出されるようなあの破廉恥が現れる。賤民はとりわけ発達した市民社会に生じる。…こうして貧民たちの間に、持てる人々に対する嫉妬と憎悪が生まれる」(S.195)。

このような状況分析の直後に、次のような記述が現れる。

「我々はこれまで緊急権 *Nothrecht* を一時的な必要にかかわるものとみなしてきた。ここではもはや窮乏は単にこのような一時的な性格を持たない」(S.196)。

ヘンリツヒはこの部分について「これは、貧民の意志が定在をもつことを拒む社会そのものに抗して、その実現を貫徹する権利を説明しているものとしてのみ理解することができる」(S.20)と述べ、この筆記録からはヘーゲルがいわゆる抵抗権・革命権を認めていることが読み取れる、と主張する。このような「秩序に対する反抗の権利」(red)の記述はこれまでのところヘーゲルの他のテクストには見出されていない。

ヘンリツヒの解釈について早瀬は、「テキストを革命権の主張と解釈しうるかは必ずしも自明ではない」とコメントしている(早瀬(2001)、一七七頁)。筆者も同意見であり、問題の個所が、「窮乏が一時的ではない」と述べて貧困の発生は市民社会にその構造的原因を持つとしていることは確

かであるが、それにとどまらず、それを根拠としていわずに「緊急権の拡大」を正当化していると言えるのかどうかは微妙である。またこれについてのヘーゲルの記述は短く、議論はすぐに救貧税や海外植民へと移っていくために、ここだけからヘーゲルの意図を明確につかむのは難しいと言える。

(3) 君主権理論と検閲

ヘーゲルが最も優れた政治体制として世襲君主制を支持していたことはよく知られており、それは終生変わることがなかった。しかしそれはヘーゲルが絶対主義的な君主制を支持していたということを意味するわけではない。ヘンリッヒによれば、ヘーゲルの君主制理論のうちには立憲主義と絶対主義という異なる立場が両義的に組み込まれている。つまりこの理論は、君主による形式的な最終決定までの過程は憲法体制に制度的に組み込まれており、君主の意志や判断に基づく実質的な統治を否定しているとする側面と、この決定過程のどこまでの程度（自ら統治することへ移行するかについての決定権が、君主自身に帰属すると

する側面とを持つている (S24f)。

この両側面のどちらに強調点を置くかによって、ヘーゲルの法哲学テキスト間の異動が生じるのであって、『要綱』が絶対主義よりの、諸講義が立憲主義よりの傾向をもつとしても、それは理論的な矛盾ではなく、両義性を含み持つ同一の思想における「強調点の移動 Akzentverschiebung」(S26) である、とヘンリッヒは言う。ヘンリッヒはここでも、既に見た二重命題の解釈においてと同じように、ヘーゲルの著作と講義との間に非連続を認めない立場に立つわけである。

その上でヘンリッヒは第三回講義が他の諸講義と比べても一層立憲主義的な特徴を表しているとする。彼はここで君主の形式性を述べているとして有名になった、第五回講義のホトーの筆記録における一節を引き合いに出している。

「君主制にはそれゆえ『然り』と言ってiの上に点を打つ〔最後の仕上げをする〕人間が必要となる。というのは頂点とはその性格の特殊性が重要でないようなもの

でなければならぬからである」^(三二)。

しかしヘンリッヒは、点を打つことが形式的な締めくくりに過ぎないと同時に、君主が点を打たなければ決定されないという意味で、この一節が実はまだ「あの両義性から完全に自由ではない」(S25)のに対して、第三回講義では君主の署名の役割をはるかに格下げしている、として次の箇所を挙げている^(三三)。

「その『君主の』名前は：表象の記号であり、それによって表象は個別的なものを個別的なものとして受け取るに至る。——裁判官は、完全に独立しているにもかかわらず、君主の名前で判決を下す」(S250f)。

このような立場からヘンリッヒは、イルティンクの誤りは当時の資料の状況という制約上避けがたいことであつたとしながらも、イルティンク・テーゼに対する批判を行う。つまり、まさに『要綱』公刊の準備期間にあたる一八一九／二〇年冬学期に行われた講義の内容が他の講義より復古

主義的な特徴を見せているわけではなく、「それどころかむしろ理論の(ヘリベラルな)解釈を許す要素を強調する点で他の講義をさらに上回っている。劇的に展開する時代状況への適応の痕は全く見当たらない」(S28)^(三四)。したがってイルティンクの言うように、ヘーゲルが一八一九年一月以降政治的立場を変更したとは考えられない、とヘンリッヒは言う。

しかし同時にヘンリッヒは著作と講義との間の違いを、強調点の移動としてではあれ認めてはいる。そしてイルティンクと同様、この違いのよって来たる原因を検閲に求められている(S29)。

3 まとめ

ヘンリッヒはこの筆記録の公刊がヘーゲルの法哲学研究のための基礎を少なからず広げるものだとする。形式面についていえば、個々の点で聴講者及び筆記者による誤りや欠落が散見し、とりわけ最初の部分に不満が多いとはいえず、全体としては講義録としての信頼性を疑っていない。むしろこの筆記録固有の口述に妨げられない論述は、論理的な

基礎付けと具体的な詳論の結びついた他に類を見ないものだとし、出版された『法の哲学』の「要綱」形式が持つ欠点を補充するものとして高く評価している。

内容面では、この筆記録はヘーゲルの他の法哲学テクストに比していつそうリベラルな傾向を表している、とする。それゆえ一八一九年一月の時点でヘーゲルが政治的立場を本質的に変えたとするイルディングの主張を否定する。その一方でヘンリッヒは、この講義からも、著作と講義との間の相違は強調点の置き方の違いであり両者の間に断絶は認められないと結論できるとして、この点でもイルディングに反対している。

III ヘンリッヒへの批判

1 イルディングによる批判

ヘンリッヒ編の第三回講義録が公刊された年、イルディングはそれに対する書評をいち早く公にしている。^(三三)この中で彼はこの筆記録には復古主義への譲歩が示されておら

ず、他の講義に劣らざリベラルであることを認めている。それにもないイルディングはヘーゲルが政治的立場を転換した時期については一八一九年一月という従来の主張から一八二〇年初夏へと修正している。

しかしながら彼はヘンリッヒの主張する著作と講義との間の連続性には反対し、両者の間の異質性を以前と変わらざ主張する。イルディングは言う。ヘーゲルはリベラルな立場を一八一九／二〇年冬学期の第三回講義においても堅持していたが、「わずか数ヶ月の後、一八二〇年初夏には、公刊された『法哲学』において、一八一七年から二〇年までの哲学的政治的構想を本質的な点で断念することを含む立場に立った」。すなわち「ヘーゲルは現行の法的国家的状況に反対する立場から、『要綱』では当時の国家だけでなくその抑圧的な復古政策もはつきりと正当化する立場に移行した。…それゆえここにあるのはまさに、〈政治的立場の転換〉と呼ばれるものである」。^(三四)

したがってイルディングは(1)二重命題に関わる問題についても、講義と著作との間に明確な転換を指摘する。^(三五)彼はやはり一九八三年に公刊された第一回講義の分析をも踏ま

え、『要綱』公刊以前の三回の講義では理性が「歴史的に」発展することの必然性が示されており、それゆえ当時の歴史的状况において理性的なものと現実的なものとの間に矛盾が存在するとの認識がある、とする。これに対して『要綱』ではこのような歴史意識はなく、「理性的なものは現実的である」とすることによって理性と現実の間の矛盾は否定されている、と解釈する。それゆえヘンリッヒの言うように、両者を同一の思想の二側面とみなすことはできない、とイルティンクは言う。

また、君主権に関わる問題では、第三回講義を含め三つの講義とも君主権に形式的・主観的性質のみを認め、実質的・客観的な決定は内閣にあるとしている。それゆえ君主が責任を免れているのに対し、内閣には責任がある。これに対し『要綱』では君主権は絶対主義的に規定されている。それによれば「君主は〈形式的〉にだけでなく〈実質的〉にも全ての決定を行い、政府はこの決定を施行し、適用するためにはのみ存する」か、あるいは「政府は一方では〈決定の客観的面〉（二八四節）を君主にもたらさざりて、君主権の一契機である。他方では君主とは異なる省として

（君主による決定の施行と適用）（二八七節）に携わる」とされる。このようにイルティンクによれば、君主権の講義における立憲主義的解釈と、著作における絶対主義的な解釈との間にも、はっきりした断絶があり、これをヘンリッヒのように「強調点の移動」と考えることはできない。

2 ヴァイスローマン及びオットー・ペグラーによる批判

エリザベート・ヴァイスローマンは、ヘンリッヒ編の筆記録はヘーゲルの講義の忠実な再現ではなく、資料の「寄せ集め *Kompilation*」であると^{三六}する。その根拠は、この筆記録が他と違ってパラグラフ構成に基づいておらず、後になってからパラグラフ番号が、前年度のヘーゲルの法哲学講義に沿って与えられている点、また表紙に記された表題「法哲学と政治学」が、ヘーゲル自身の講義題目「自然法と国家学、あるいは法の哲学」とは異なっている、という点である。弟子の復習講師レオポルド・フォン・ヘニングが「政治学と自然法」という題目でヘーゲルの復習講義を行っているが、これが筆記録に影響を与えたのではな

いか、とヴァイスローマンは推測している。

オットー・ペグラーも同じくこの筆記録の文献学的な価値を疑っており「このような不明瞭な箇所が多い寄せ集めのうちに：体系化への道をあとづける議論を見出そうとするのは無駄な努力である」と断じている。また内容面では、ヘーゲルが市民社会の新しい貧民に革命権を帰しているというヘンリッヒの見解に対して、ペグラーは「それは次の世代に属する事柄であつた」とし、ヘーゲルが考えている緊急権は伝統的なものにはすぎないと言う。

IV リンギア・ノートの発見

と両筆記録の比較

一九九七年、ヘーゲルの一八一九／二〇年法哲学講義の新たな筆記録が発見された。これはヨハン・ルドルフ・リンギア（一七九七〜一八七九^(四)）の手になるものであり、パーゼル・ビンニンゲンのハンス・ツイーグラ博士の個人蔵書（かつてリンギア家のものであつた蔵書の大部分を含む）中にある。

つたものである。以下ではこの筆記録をリンギア・ノートと呼ぶことにし、引用部分には註一一に挙げた版のページ数と行数のみを示すことにする。

リンギア・ノートの発見と出版により、その内容が大筋においてヘンリッヒ編の筆記録と一致していることが明らかになった。その結果、一部で疑問視されていたヘンリッヒ編の筆記録の信憑性、特にそれがヘーゲル自身の一八一九／二〇年法哲学講義に基づいているかどうか、という点はほぼ確証された。ヘンリッヒ版が、講義のノートに基づいて後から職業的筆者によって仕上げられた講義録であるのに対し、リンギアの講義録が講義時に直接ノートされたものであることは疑いない、とされたからである（S. 44）。これらの両講義録は、同じ講義の異なる書き手による筆記録として相互に補充しあっており、元の講義のより正確な再構成を可能にしている。

1 形式面

(1) 論述の仕方

リンギア・ノートにもパラグラフ番号はなく、これによ

りこの学期に限ってヘーゲル自身が特別の仕方で講義を行ったことがほぼ確認された。ヘンリッヒの推定をリングア・ノートの編者も支持しており、カールスバート決議の施行下の状況で「ヘーゲルが前もって書かれたパラグラフを明らかにしようとせず、素材を講義のなかで考えながら練り上げ、以前のテキストを掘り下げ、改定し、広げていったことがあとづけられる」(S.191)とされている。

(2) 目次と表題

また、匿名の筆記録に付け加えられている「目次」——その中には講義の中でヘーゲルによって与えられた表題や区分が含まれている——は筆者によって後で付けられており、それらはテキスト自体から得られたものだ、というヘンリッヒの仮説も確認される(S.191)。

リングア・ノートでは区分は非体系的に、時には表題によって、また多くは下線を引かれた主要概念によって示されている。

(3) 個々の校訂

この筆記録の発見によって、従来のテキストにおける個々の疑問点が明らかになり、元の講義のより正確な再現が可能になったことが報告されている。例えばヘンリッヒが、聞き間違いまたは読み間違いによる明らかな表現上の誤りとして指摘している若干の箇所は、リングア・ノートの該当箇所によって直接に訂正される。

一例を挙げれば、本稿Ⅱ・1・(3)で触れた箇所についてはリングア・ノートの対応箇所では次のようになってい

「現実の混乱を肉眼は単純な現実へと連れ戻し、あの特定の利害から自由にする。一面ではそれゆえ、哲学はその歴史を出来事の彼岸で行うのではない。哲学はそれらの実体的な本性 *ihre substantielle Natur* を考察する」(S.8, 191-195)。

したがって恐らくヘンリッヒ編の筆記録での「不満 *Unlust*」は「本性 *Natur*」の誤記であり、この点ではヘンリッヒの推定の正しさが実証されたといえる。

もちろんこのような補完は相互的である。例えば逆にリンギア・ノートに連続した白紙のページで示されている大きな省略箇所がある (S. 9, S. 14) が、これは明らかに後日埋めることが意図されていたにもかかわらず実行されなかったものと見られる。これらの部分は、ヘンリッヒの版の該当箇所 (Henrich S. 51-61; S. 196-198) で補われ得る。

2 内容面

(1) 二重命題

理性と現実をめぐるいわゆる二重命題に関しては、ヘンリッヒ版の「理性的なものは現実的になり、現実的なものは理性的になる」という〈歴史理論的なヴァリアンテ〉はリンギア・ノートには現れていない。後者において該当する表現は

「理性的なものは現実的であり、逆もまた、… was vernünftig ist, ist wirklich und umgekehrt, ...」 (S. 8, 205-206)。

というものであり、これは省略されてはいるが基本的に要

綱と同じ表現である。リンギア・ノートの編者はヘンリッヒ編の筆記録との間の異同について、前者がヘーゲルの講義を言葉どおり再現した直接の聴講記録だと推定されることから、次の①の可能性のほうが②よりも高いとしている (S. XXII)。

①ヘンリッヒ版での書き換え…「二重命題」は後になって編集される際にヘーゲルの講義での *sein* を用いた唐突な等置から *werden* を用いたかたちへと変更された。

②リンギア・ノートでの書き換え…聞き書きを行っていた聴講者がヘーゲルの用いた *wid* を *ist* に変更した。

またヘーゲル自身が両方の表現を使用したという可能性に対しては、編者はこのくだりが「逆もまた同じ」と短縮形を用いた性急な形になっていること、及びリンギア・ノートでこの直後にある——ヘンリッヒ版では伝えられていない——以下の補足内容を反証として挙げている。

「しかし混乱しうる個別的なものや特殊なものにおいてではない。個別的なものは常にそれ「理性的なもの」を逃し、理性の法に出会うことはない。理性的考察は

行うべき重要なことのために個別的なものの中では矛盾しているもの乗り越える。法の哲学の目的はそれゆえ基盤を、現実的世界の内的なものを認識することである」(S.8, 205-S.9, 211)。

ここで問題になっているのは、在るところのものの中に内在的な理性性を認識する、抽象的思考とは対立した哲學的考察の視点である。リンギア・ノートの編者はヘンリツヒ版における二重命題の表現がヘーゲルのものではない可能性が高いとしながらも、そこに〈歴史理論的視点〉が現れているというヘンリツヒの主張自体は受け入れる。その論拠となっているのはこの命題の前後に歴史理論的視点が読み取れる、ということである。例えばその直前には次の一節がある。

「ある国民に、おのずから生じてはいない、その時に至っていない諸制度を与えようとするならば、それを哲学はばかげたこととみなす。哲学はその時に至ったものは必然的に生じるということに確証を与える」(S.8,

198-202)。

確かにここに歴史理論的視点を見ることは可能であるし、また緒論部分を離れてもこのノート全体にその強い傾向を見出すことはできる。しかしヘンリツヒの〈発見〉した二重命題の定式の新しいヴァリアンテがどうやら幻であったことは、この表現の与えたインパクトが大きかっただけに残念でもある。今後は二重命題の表現形式の微妙な差異にこだわらず、テキスト全体の内容に基づいて理性と現実との関係を論じていくことが生産的であろう。そのうえで初めて著作と講義との間が連続なのか非連続なのかというあの問いに答えることができるだろう。

(2) 貧困と賤民

貧困についての詳細な分析はリンギア・ノートからも覗うことができる。ここでもまた近代市民社会における分業と機械化の下での労働とその疎外から、貧困が構造的に生み出されることが論じられている。「これらの労働者はより依存的に、愚鈍になる」(S.119, 186-7)。ここでもピンの

生産を例に取った分業についての説明が同じくアダム・スミスから引かれている (ibid.: 179-185)。市民社会の必然的な帰結として生じる貧困と賤民とについての記述はヘンリッヒ編の筆記録とほぼ対応しているといえる。

やはりここでも貧富の差の拡大は市民社会の構造的産物だとされている。

「あるところでは富が、別のところでは貧困と悲惨さが無制限であるということは、市民社会自体の産物である。一方の側で富が増加するように、他方の側では悲惨さが増加する」(S144, 46-9)。

そして構造的貧困が貧民の内面をも侵し、貧民の賤民化を引き起こす。

「[生活の] 快適さという点での低下だけでなく、また「道徳的退廃も招来される」(S145, 75-7)。

このような賤民発生に至る社会的力学とでも言うべきも

のは、このノートにおいてより明確に、また詳細に分析されている。貧民は〈彼自身の恣意〉によって賤民となるのではなく、むしろ彼がさらされている〈他者の恣意〉あるいは〈社会的な専横〉によって賤民にさせられるのである。^(四二) 賤民が義務を果たさない破廉恥な者として現れるのは、彼から〈あらかじめ〉権利が奪われているからなのである。

「そこにはまた外的な窮乏のみがあるのではなく、全く別の不和が生じる。それは市民社会に対する感情の不和である。貧民は自分が侮辱されていることを見出す。彼の周りでは皆満ち足りている。そして彼は何も持たず、飢えねばならない。…ここにあるのは自然的窮乏ではない。彼に敵対しているのは自然ではない：ここでは敵対的なものは一つの意志であり、一般的に言えば媒介するものである。彼は自分が感覚にはなく、意志に、恣意に、偶然に依存していると感じる。^(四三)」

そしてこのことが、彼を不和のうちにおくのである。…権利が定在を持たないところでは：個人は権利なき者として存する。それゆえ彼はまた義務も持たない。

彼のうちでは義務の意識と感情とが消失するという状態が必然的である。このような感情から腐敗が、破廉恥が生じる——すなわち賤民という名で呼ばれるものである。だから賤民はとりわけ発達した市民社会に生じ得ない。」(S146, 89-108)。

しかしこの後にはヘンリッヒ版で抵抗権・革命権に関わるとされている箇所(本稿Ⅱ・2・② 参照)に該当するものがない。恐らくこれに該当する箇所は、もし存在するとすれば以下数ページにわたって欠落している部分(註 S146, 119)に含まれていたと考えられる。したがって結局リンギア・ノートはこの点についてはヘンリッヒの仮説を補強する材料を提供してはいないといえる。

しかしながらこの点を除けば、リンギア・ノートからも、第三回講義における貧困問題の考察がヘーゲルのあらゆる法哲学テキストのなかで抜きん出て詳細かつ鋭い洞察を含んだものであることが見て取れる。この意味ではヘンリッヒの高い評価は妥当であったと言える。

(3) 君主権理論と検閲

君主権の規定についてはリンギア・ノートにはヘンリッヒ版と大きな異同はない。この部分が十分にリベラルであり、ヘーゲルが復古政策に合わせて内容を改変したとは認められないとするヘンリッヒの主張を覆すものは認められない。検閲をめぐる政治的状況が著作と講義との間の差異を生み出したにせよ、ヘーゲルが一八一九年秋以降政治的立場を変更したとは考えられない、とするヘンリッヒの主張は妥当なものであるといえよう。

問題はむしろ、ヘンリッヒ説の検討部分で既に述べたように(註三三参照)、両講義録のいずれによるにせよ、ここで述べられている君主権の理論が他の諸講義と比べてヘンリッヒの言うほど傑出してリベラルなものであるのかどうか、という点である。この点Ⅱ・2・③で示したヘンリッヒによる引用の仕方は誤解を招くと言えなくはない。省略箇所及び前後のコンテキストを補った上で再掲する。

「より詳しい、より規定された帰結は主権にふさわしくない。それはそもそも最終的な決定者である。国家

のうで行われる全てのことは君主の名前と力において行われる。その名前はそれゆえ最終的な決定性を含んでいる。それは表象の記号であり、それによって表象は個別的なものを個別的なものとして受け取るに至る。——裁判官は、完全に独立しているにもかかわらず、君主の名前で判決を下す」(Henrich S.250c)。

これに対するリンギア・ノートの該当箇所は以下のようになっている。

「より詳しい帰結は本来主権にふさわしくはありえず、君主は最終的な決定者である。国家のうちでは全ては君主に基づいて行われる。名前によって私は私を他者から区別し、私はこの者であると言うことができる。それゆえこれは何か普遍的なものである。名前は表象の記号である。この主観性を示すのは君主の名前である。裁判官は、君主がそれと全く関係がないにもかかわらず、君主の名前で判決を下す」(S.178, 222-S.179, 230)。

前者で「それ「主権」はそもそも最終的な決定者である。Sie ist überhaupt das letzte Entscheidende.」とあるのが後者では「君主は最終的な決定者である。der Monarch ist das letzte Entscheidende.」と明示されているのでよりわかりやすいのだが、ここでもやはり君主権の形式性とともにその最終決定者としての役割が言われており、第二回講義の記述と比べて署名の形式性が格段に強調されているとは考えられない。

このことはさらにこの一節に続く部分の内容からも確認できる。既にヘンリッヒ編の筆記録でも、直後のパラグラフで、平時には主権が介入することはほとんどないが、緊急時にはとりわけ憲法体制の内的な欠陥が現れたときは介入すべきであるとする記述が見出せる。そしてこのパラグラフは「君主、国家の良心は、全ての形態が何も決定できない場合でも存在し得る。ここには限界が定められておらず、このものは何か自己自身に権限を与えるものである」(Henrich S.251)と締めくくられている。ここにはまさに君主の外から制限されない自己決定性という絶対主義的傾向が読み取れ、ヘンリッヒのいわゆる君主権の両義性はここに

も、少なくとも他の講義と同程度には現れていると言える。

同様にリンギア・ノートでも引用部分の十行ほど後で緊急時の介入について論じ、「主権は不適当な裁判が行われた場合は介入しなければならない」(S179, 244-5)として、フリードリッヒ二世による裁判への介入の例を挙げている(ohd, 245-253)。

3 まとめ

以上は、リンギア・ノートのごく限られた部分の検討に過ぎないが、それでも第三回講義が『要綱』と比べてリベラルな主張を行っていること、しかしこの立憲主義的な傾向は、ヘンリッヒの言うようにそれ以前の講義を「さらに上回っている」(Heinrich S.28)とすることまでではないということは明らかになったと考える。この講義についてのヘンリッヒの評価が、既に見たようにどちらかと言えばその傑出したリベラルな傾向を強調するものであったのに対して、私見によればリンギア・ノートから読み取れるヘーゲルの講義の姿はこのような評価に逆行するとは言えないが、ややブレーキをかけるような結果となった。もちろん

本稿におけるリンギア・ノートの検討は限られたものであるので、この判断の是非はこの筆記録のより詳細な検討を待って改めて問われねばならない。

結論——残された問題

前章に見たように、リンギア・ノートの発見によって、ヘンリッヒ版の第三回講義筆記録に向けられた批判のうち、ヴァイサー・ローマン及びペグラー等に代表されるような文献自体の信憑性に対する疑問については、ほぼ払拭された。また内容面では第三回講義に対するヘンリッヒの評価はやや修正ないし保留すべき点もあるものの、大筋では妥当であったことが明らかになった。

しかしイルティンクの批判の持つ論点に関しては、彼自身による時期に関する修正を除いて、この発見が大きく事態を変えることはなかった。つまり、リンギア・ノートは、ヘーゲルの政治的態度の変化は第三回講義終了後であろうということを示唆するが、その態度変更は転向か偽装かと

いう思想の内容上の問題について決定的な光明を与えるものではない。

この点については両筆記録に基づく第三回講義の詳細な検討はもちろん、第四回以降の講義録を合わせて検討することが必要であろう。さらに、ヘンリッヒのいわゆる歴史理論的視点と制度理論的視点のかかわりについて、それが彼の言うように同一思想の持つ両義性なのか、イルティンクの言うように思想的矛盾なのかを判断することは、ヘーゲル思想の根幹に関わる問題である。したがってイルティンク・テーゼの提起した問題自体を狭義の政治的立場の問題に限定することなく、ヘーゲルの体系全体をその内実と形成過程の両面から考えることによって解釈しなおさなければならぬ。そのためには初期思想を含めた長いスパンでの内容的な検討が必要であろう。本稿では行えなかったこのような検討は、二つの筆記録の詳細な分析に基づく第三回講義の再構成とともに、今後の課題としたい。

註

- (一) R. Haym (1857): *Hegel und seine Zeit*, Nachdruck der 1. Aufl., Berlin 1857, 2. unveränderte Aufl., Hildesheim: Georg Olms, 1962, S.367.
- (二) ヘーゲルをナチズムに至る全体主義の流れの中に位置付けるカール・ポツバーの解釈もその影響下にある。
- (三) K.-H. Ilting (1973): „Einleitung: Die ‚Rechtsphilosophie‘ von 1820 und Hegels Vorlesungen über Rechtsphilosophie“, in: G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, K.-H. Ilting (Hsg.), 4 Bd., Stuttgart-Bad Cannstatt: Frommann-Holzboog, 1973-74 [=Ilting], Bd. 1, S.23-126.
- (四) 一九八四年までの論争状況に関しては以下に教えられるところが多かった。
- (五) 権左武志 (1990): 「ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争」 (一)、(二)、『北大法学論集』第四〇巻 第五・六号、第四一巻 第一号。
- (六) Ilting (1973), S.102.
- (七) Vgl. H.-Ch. Lucas / U. Rameil (1980): „Furcht vor der Zensur? Zur Entstehungs- und Druckgeschichte von Hegels Grundlinien der Philosophie des Rechts“, in: *Hegel-Studien*, Bd. 15, S. 63-93.
- (八) Ilting (1973), S.102.
- (九) 竹島あゆみ (2002): 「ヘーゲル法哲学のアクチュアリテート―『法の哲学要綱』(1820)と第一回法哲学講義録(1817/18)―」、『ヘーゲル哲学研究』第8号、101-117頁。
- (一〇) G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts die Vorlesung von 1819/20 in einer Manuschrift*, D. Henrich (Hsg.), Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1983 [=Henrich].
- (一一) K.-H. Ilting (1983): „Zur Genese der Hegelschen ‚Rechtsphilosophie‘“, in: *Philosophische Rundschau* 30. Jahrgang, Heft 3/4, S.161-209.

- (一一) G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie des Rechts. Berlin 1819/20 Nachgeschriebten von Johann Rudolf Ringler*, E. Angehrn, M. Bondeli und H. N. Seehann (Hrsg.), Hamburg: Felix Meiner, 2000 [「Ringler」].
- (一二) これについては例えば以下を参照。
Ringler, S. Xff.
早瀬明(2001): 「ハイデルベルクならびにベルリン時代の法哲学講義聴講ノート」、加藤尚武編『ヘーゲルを学ぶ人のために』、世界思想社、一六九〜一八六頁。
- (一三) 主として Illing (1973), S.43-68 を参考にした。
- (一四) Vgl. Illing Bd. I, S.285.
- (一五) *Briefe von und an Hegel*, J. Hoffmeister (Hrsg.), Bd. II, Hamburg: Felix Meiner, 1953, S.219-20.
- (一六) Ebd.
- (一七) Illing (1973), S.64f.
- (一八) Illing (1973), S.63.
- (一九) 註九参照。以下本章における引用はこれによりページ数のみを示す。
- (二〇) この推定の根拠については Henrich S.302ff を参照。
- (二一) しかしこのような特徴がはつきり読み取れるようになるのは最初の四分の一を過ぎたあたりからで、講義の初めの頃は聴講者がヘーゲルの講義内容を理解できておらず、またおそむく数時間は欠席してゐることが筆記録からうかがえる(とくに Henrich S.11)。
- (二二) G.W.F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts. Werke in zwanzig Bänden*, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1969ff., Bd.7 [=Rph], S.24.
- (二三) Haym (1857), S.365.
- (二四) Illing Bd. I, S.232.

- (二五) Illing Bd. I, S.231.
- (二六) Rph, S.26f.
- (二七) Illing (1973), S.82.
- (二八) ハイネは次のように書いてゐる。
「かして私が〈存在するものは全て理性的である〉という言葉について不満を漏らしたとき、彼「ヘーゲル」は奇妙な微笑を見せて、「さ言いました。『それは〈理性的であるものは全て存在しなければならぬ』(二九) という)とでもする』と」。
- Vgl. *Hegel in Berichten seiner Zeitgenossen*, G. Nicolin (Hrsg.), Hamburg: Felix Meiner, 1970, S.235; Heinrich Heine, *Briefe über Deutschland*, in: *Heines Werke in 10 Bänden*, O. Walzel (Hrsg.), Leipzig 1910ff., Bd.9, S.484.
- (二九) 直接にはアダム・スミス『諸国民の富』から、ビンの生産の例が引用される(S.159)。
- Vgl. A. Smith (1776), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London: A. Strahan and T. Cadell, Ch.1.
- (三〇) „mein Wille“ とある。リンギア・ノートの対応箇所では „einem Willen“ とある(以下から見ても「貧民自身のこと」という意味ではなくと考える)。このくだりは後述のようにリンギア・ノートの記述による方が理解しやすい(本稿 IV・2・②)及び註四二参照。
- (三一) Illing Bd. 3, S.746.
- (三二) しかし筆者はこの箇所もやはり両義的に読めると考える。とこのは引用箇所の直前には「国家のうちで行われる全てのこと」は君主の名前と力において行われる」とあり、ヘンリッヒが中略してゐる箇所には、「その名前は」それゆゑ最終的な決定性を含んでゐる」と述べられてゐるからである(vgl. Henrich S.250)。本稿 IV・2・③ も参照。
- (三三) このヘンリッヒの判断は後に述べるように不適当であると

筆者は考える。少なくとも第三回講義が他の講義「を上回って」リベラルであるとはいえないであらう（本稿IV参照）。

(三四) Iltig (1983), S.161-209.

(三五) Ebd., S.192.

(三六) Ebd., S.181f.

(三七) Ebd., S.191.

(三八) E. Weisser-Lohmann (1991): „Hegels rechtsphilosophische Vorlesungen. Zeugnisse, Manuskripte und Nachschriften“, *Hegel-Studien* Bd. 26, S.66f.

(三九) O. Pöggeler (1991), „Nachschriften von Hegels Vorlesungen“, *Hegel-Studien* Bd. 26, S.166.

(四〇) Ebd.

(四一) Johann Rudolf Ringier (1797-1879), スイス・レンツブルク出身、ゲッティンゲン（一八一六〜一八一八）・ミュルリン（一八一八〜一八二〇）で法学を学ぶ傍ら哲学と自然科学の講義に出席していた（vgl. Ringier, S.XVI）。

(四二) 既述のように、この箇所の方がヘンリッヒ版の記述よりも明快である。

(四三) ヘンリッヒ版では、„Sein“と„Wille“の対比であったが、フンデは „Er fühlt sich nicht abhängig von einem *Sinn*, sondern von einem Willen, von einer Willkür, von einem Zufälligen“ となつてゐる（強調は引用者）。

Konstitutionalismus unter der Restauration

—Zwei Nachschriften von Hegels Vorlesung über
die Philosophie des Rechts in Berlin 1819/20—

Ayumi TAKESHIMA

Die Veröffentlichung von zahlreichen Nachschriften der Vorlesungen wirft neues Licht auf den alten Streit: ob Hegels Rechtsphilosophie eine liberale, genauer gesagt, konstitutionalistische Theorie oder die Verherrlichung der preußischen Monarchie sei. K.-H. Ilting behauptet die Diskrepanz zwischen *den Grundlinien der Philosophie des Rechts* (1820) und den Vorlesungen der Rechtsphilosophie Hegels: Jene habe die restaurative Tendenz und diese dagegen die liberale. Seine Opponenten sehen dagegen eine Kontinuität zwischen Buch und Vorlesungen. Hat ‚der liberale Hegel‘, wie Ilting meint, eine wesentliche politische Wendung zum ‚Restaurationsphilosophen‘ gemacht oder hat er nur die Restaurationspolitik unter der Maske des Staatsphilosophen überlebt?

Zu dieser Fragestellung habe ich schon die erste Vorlesung der Philosophie des Rechts (1817/18) behandelt (A. Takeshima, „Die Aktualität der Hegelschen Rechtsphilosophie“ [Japanisch], *Studien zu Hegels Philosophie* Bd.8, Hegel-Forschungskreis, Tokyo, 2002, S.102-117). Im vorliegenden Aufsatz wird die dritte Vorlesung (1819/20) zu demselben Themenkreis untersucht.

Die betreffende Vorlesung war bis vor kurzer Zeit nur durch die von D. Henrich herausgegebener Nachschrift bekannt. Eine andere Nachschrift, die von Johann Rudolf Ringier (1797-1879) aus Lenzburg/Schweiz stammt, wurde 1997 aufgefunden und publiziert (2000). Durch diesen Fund stehen nun zwei Nachschriften derselben Vorlesung zur Verfügung, deren Vergleich es erlaubt, die originale Vorlesung approximativ zu rekonstruieren. Diese neuerdings aufgefundene Nachschrift wird hier nur in begrenztem Rahmen behandelt. So beschränkt sich die Perspektive dieses Aufsatzes auf die Frage, wieviel die Nachschrift von Ringier dazu beiträgt, das Problem um Hegels politische Wendung aufzulösen, und ob sie Henrichs Korrekturen und Interpretationen des Textes bestätigt.

Im ersten Teil gebe ich einen knappen Überblick über die Vorlesungen der Rechtsphilosophie in Heidelberg und Berlin und über die politischen Umstände 1819-20 in Preußen (I). Im zweiten geht es um Henrichs Interpretationen der Nachschrift der Vorlesungen von 1819/20 (II). Im dritten wird die Polemik gegen Henrichs Behauptungen behandelt (III). Danach wird der Versuch unternommen, durch Vergleichen beider Nachschriften die Interpretationen Henrichs zu prüfen (IV). Abschließend wird der Beitrag von Ringiers Nachschrift zur Forschung über die Rechtsphilosophie Hegels, besonders zur Auflösung des Problems um seinen politischen Standpunkt betrachtet (Schluß).